

告示

埼玉県告示第千七百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和三年九月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団康良会春日部市上蛭田六三一―二九一ビル二 いまいクリニック	F	令和三年八月一日
團クリニック	上尾市仲町一―五―八―一 A	令和三年七月三十 一日
内山医院	鴻巣市愛の町四四	平成二十九年十二 月十九日
さけみ眼科	所沢市狭山ヶ丘一―二九九四―五プラ ムオノ一 F	令和三年七月三十 一日
下藤沢皮フ科クリニ ック	入間市下藤沢七七一―四	令和三年四月三十 日
加藤クリニック	秩父市宮側町一二―一二	令和三年七月三十 一日
上吉田医院	秩父市上吉田四二九四―一	令和三年八月一日

島	ビュートゾルフ鶴ヶ島	オレンジ薬局	ウエルシア薬局 戸浅羽野店	匠の杜薬局	喜多町薬局	マリブ調剤薬局	下山歯科診療所	ライフひまわり歯科	アーバンデンタルクリニック
島	鶴ヶ島市松ヶ丘二―九―三三 藤プラ ザ二〇九号	幸手市幸手一五―一―三	坂戸市浅羽野一―二―一	行田市下忍一〇四四―一	所沢市喜多町一四―一〇	春日部市上蛭田六三〇―一 関根マンシ ヨン一〇二	児玉郡美里町小茂田四〇五―五	入間郡毛呂山町岩井西三―一―二―三四 ライフ毛呂山店二階	草加市高砂一―一―二―四八 ドーム・ヨシタ シタケー
一日	令和三年七月三十日	令和三年七月三十一日	令和三年七月四日	令和三年七月三十一日	令和三年八月十日	令和三年七月三十一日	令和三年七月三十一日	令和三年八月二十八日	令和三年七月三十一日

二 指定施術機関

町田 陽史	成田 昌司	氏名	
		住所	
ホームケアあゆみ	新座ひょうたん島 接骨院	名称	施術所
二〇二 六―一 ベルセゾンⅡ	〇 一	所在地	
一日 令和三年七月三十	日 令和三年八月十一	廃止年月日	